

# 指定管理者総合評価シート

評価者	市民局指定管理者選定評価委員会
評価対象期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日

## 1 基本情報

施設名	千葉市民活動支援センター	指定管理者	特定非営利活動法人まちづくり千葉・リベルタちば共同事業
指定期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日	所管課	市民自治推進課
指定管理事業の概要	<p>1. 下記事業の実施に係る業務</p> <p>(1)市民公益活動のための施設の提供に関すること。</p> <p>(2)市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3)市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものと関係機関との間の交流及び連携の促進に関すること。</p> <p>(4)市民公益活動に関する相談に関すること。</p> <p>(5)その他、センターの設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>2. 使用許可・制限</p> <p>(1)会議室・談話室等の使用許可・不許可</p> <p>(2)センター施設又は設備の使用の制限・停止</p> <p>(3)センターからの退去命令</p> <p>3. 施設等の変更の承認及び原状復帰の指示</p> <p>4. センターの維持管理に関する業務</p> <p>5. その他市長が別に定める業務</p>		

## 2 総合評価

### (1) 過年度の管理運営業務に対する評価

評価項目	評価	評価の理由
1 市民の平等な利用の確保 施設の適正な管理 その他市長が定める基準	A	管理運営体制、個人情報保護、情報公開等のいずれにおいても、提案通りの内容を履行している。 また、提案事業についても、概ね提案通りに実施しており、さらに、新規講座を開催するなど、ボランティア活動への新たな参加者を増やす取り組みが積極的に行われた。
(1)安定的な管理運営を行う体制	A	
(2)関係法令等の遵守	A	
(3)モニタリングの考え方	A	
(4)提案した事業の実施	S	
2 サービスの向上	A	概ね事業計画どおりの実績・成果が認められた。 条例に規定する開館時間・休館日に加え、日曜・祝日を除く午後9時まで毎日開館しており、市民サービスの向上が図られているものと評価できる。 また、無線LAN環境の整備等が提案通りに行われているほか、館内に照明を設置し、利用環境の改善を行った。
(1)利用者サービスの向上	S	
(2)利用者支援	A	
3 施設の効用の発揮、施設管理能力	A	概ね事業計画どおりの実績・成果が認められた。 施設フェイスブックの開設などの利用促進の施策が、来館者数、登録団体数、会議室利用団体数などの各
(1)利用促進	A	

(2)管理運営の執行体制	A	種数値の増加に寄与していると考えられ、利用の促進につなげることができたと評価できる。
(3)自主事業の効果的な実施	A	
(4)施設の保守管理	A	
4 収支等の状況	A	委託事業はおおむね予算書通りの収支となっている。 自主事業は、飲料やコピー用紙などの消耗品の販売を行うなどの工夫をし、黒字を維持している。
(1)委託事業の収支状況	A	
(2)自主事業の収支状況	A	
(3)区分経理の状況	A	

【評価の基準】

- S…事業計画を超える実績・成果が認められた。  
A…概ね事業計画通りの実績・成果が認められた。  
B…事業計画通りの実績・成果が認められず、改善を要する事項があった。

総合	A
----	---

(2)次期指定管理者の選定に向けての意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書について、無理のない計画を提案するよう図られたい。</li> <li>・成果指標の設定について、具体化を検討されたい。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------